

公認記録規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本陸上競技連盟（以下「本連盟」という。）が公認する記録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 公認記録とは、本連盟が認めた記録をいう。

(要件)

第3条 公認記録には、以下の条件が必要となる。

- ① 公認競技会で樹立された記録であること。ただし、200m以内の競技、走幅跳及び三段跳の屋外で達成された記録（200m shを除く）は、風速が+2.0mを超えた場合、混成競技は、風速を計測する種目の平均秒速が+2.0mを超えた場合、参考記録として区別される。
- ② クロスカントリー競走、マウンテンレース、トレイルレース及び、ロードリレーを除く駅伝競走の記録は、公認記録にならない。
- ③ 競技者が本連盟登録会員、もしくは本連盟が認めた外国人競技者であること。
- ④ 本連盟の公認に関する諸規定に合致した陸上競技場、長距離競走路及び競歩路で行われる種目は、事前に検定を受けている距離及び器具で実施されていること。
- ⑤ 競技会終了後できるだけ速やかに（競技会終了後、一週間をめどとする）、指定された方法及び書式で、本連盟に結果が申請されること。

(対象)

第4条 公認記録の対象とする種目を公認種目とする。
公認種目は競技会規則で別途定める。

(公認記録の取り消し)

第5条 本連盟は本規程が遵守されない公認記録を取り消す。

||

附則 2017年5月施行

附則 2022年4月1日改定

附則 2024年4月1日改定

||